

広島県収受	
第 号	
30.2.13	
整理期限	月 日
分類記号	保存年限

保医発0209第1号
平成30年2月9日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について

治療用装具の療養費支給基準については、「治療用装具の療養費支給基準について」(昭和36年7月24日保発第54号)及び「治療用装具の療養費支給基準について」(昭和62年2月25日保険発第6号)により取り扱われているところであるが、治療用装具の療養費(以下、単に「療養費」という。)の支給申請に係る手続きの明確化に資するため、「四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について」(平成20年3月21日保発第0321002号)による「弾性着衣等」に係る取扱い等別途取扱いが通知されているものを除き、下記のとおり取り扱うべきものであるので、関係者に対し、周知を図られたい。

記

1 療養費支給申請に係る手続きについて

療養費支給申請に係る手続きは、次のとおり取り扱うことが適当であること。

- (1) 保険医が患者を診察し、疾病又は負傷の治療上、治療用装具が必要であると認める。
- (2) 保険医の指示(処方)により治療用装具が製作(又は購入)される。
- (3) 保険医が治療用装具の装着(適合)を確認する。
- (4) 患者等が治療用装具に係る代金を補装具製作事業者等(治療用装具を取り扱つ

た義肢装具士が所属。以下「事業者」という。)に支払う。

(5) 事業者が患者等に対して(4)の支払に係る領収書(以下「領収書」という。)を発行する。

(6) 保険者(後期高齢者医療広域連合を含む。以下同じ。)に対して、被保険者等が療養費の支給申請書(以下「支給申請書」という。)を提出する。なお、支給申請書には、(1)及び(3)について確認できる証明書並びに領収書を添付する。

このため、保険医の診察や義肢装具士への指示を経ずに患者への採型・採寸、装着又は販売等がされた治療用装具について、保険者が療養費を支給することは適当でないこと。

2 証明書について

支給申請書に添付するために患者が保険医療機関に交付を求め、保険医療機関が交付する証明書には、保険者における審査に資するため、次の事項が記載されていることが適当であること。

- (1) 患者の氏名、生年月日及び傷病名
- (2) 保険医療機関の名称及び所在地並びに診察した保険医の氏名
- (3) 保険医が疾病又は負傷の治療上、治療用装具が必要であると認めた年月日
- (4) 保険医が義肢装具士に製作等を指示した治療用装具の名称
- (5) 保険医が治療用装具の装着(適合)を確認した年月日

3 領収書について

事業者が発行し支給申請書に添付する領収書については、保険者における審査に資するため、次の内容が記載(又は添付)されていることが適当であること。

- (1) 料金明細(内訳別に名称、採型区分・種類等、価格を記載)
- (2) オーダーメイド又は既製品の別(既製品の場合、製品名を含む。)
- (3) 治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名

4 支給申請書への写真の添付について

保険者は、平成30年4月1日より、靴型装具に係る支給申請書の提出に際し、原則、当該装具の写真(患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの)の添付を求め、療養費の支給に当たっての適正に努められたいこと。

【参考】通知に関する補足

1 通知の発出の経緯

- 平成29年8月に治療用装具に関する新聞報道があり、厚生労働省から各保険者に対し、平成26年4月以降の不正と判断した事案等について調査依頼
- 平成29年12月27日の第3回社会保障審議会医療保険部会の治療用装具療養費検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）で当該調査結果が報告されるとともに、不適切な請求事案に対する改善方法について議論
※専門委員会の委員、資料等は厚生労働省ホームページに掲載
ホームページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会（医療保険部会 治療用装具療養費検討専門委員会）
- 専門委員会での議論を踏まえ、今回の通知を発出

2 専門委員会での意見等

※「⇒」は通知に関する回答等

（1）療養費支給申請に係る手続きについて

- 装具業者が患者を誘因して装具をつくらせ保険請求されている事例は通知等を出して明確に禁止すべき
- ⇒ 健康保険法（他の医療保険各法を含む。以下同じ。）上に規定のない業者に対して直接禁止を指示することは困難ですが、通知の項番1において、療養費支給申請に係る手続きを明確化するとともに、「保険医の診察や義肢装具士への指示を経ずに患者への採型・採寸、装着又は販売等がされた治療用装具について、保険者が療養費を支給することは適当でないと。」と記載し、保険者における判断基準を明確化しました。

（2）証明書・領収書について

- 保険者がそれぞれ定めている支給申請書、医師の証明書、領収書の様式を国が指導し標準的なものをつくるべき
- 医師の指示書について、傷病名と装具名だけでなく、装着を指示した日付と署名、装具の適合を確認した日付と署名、装具が必要な明確な理由、装具を装着することによる効果の見込み、装着の見込み期間を書かせて指示するべき（補装具の支給意見書を参考）

- 医師による「証明書」について、「治療上の必要、装着の確認」だけではなく、当該装具を装着適合した義肢装具士の名前も記載し、装具に関する義肢装具士の技術的な必要性も証明させることが適當ではないか
- 領収書の内訳について、付属品等の加算要素の名称、種類、金額、付属品をつける必要性の記載をさせるべき
⇒ 健康保険法上は、療養費は保険者が認めた場合に支給するものであることから、今回発出する通知では、厚生労働省は療養費支給申請に係る基本的な手続き（通知の項番1参照）を明確化するとともに、証明書及び領収書については、保険者の審査において必要と考えられる基本的な事項（通知の項番2及び3参照）を提示しております（保険医療機関の証明書や事業者の領収書の様式は様々であるため、通知では様式をお示しませんが、支給申請書に添付された証明書や領収書により通知の事項が確認できるかは、各保険者で判断いただくこととなります。）。
なお、各保険者において、証明書や領収書でさらに詳細な事項の確認が必要な場合は、各保険者の状況に応じて適宜定めていただくことが適當と考えます。

(3) 支給申請書への写真の添付について

- 写真の添付について、誰がどのような写真を添付するのか（例えば、装具単体なのか、それとも実際に装着している写真なのか等）。
⇒ 各保険者や患者等により様々な状況が想定されることから、どのような写真（現物が確認できるものであれば印刷した画像等でも差し支えありません。）を添付するか明確にはお示しませんが、例えば事業者が同じ写真を使い回すことは趣旨に反しますので、通知の項番4において「（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）」としました。なお、各保険者において、（実際に患者が装着している写真に限る等）さらに詳細な確認が必要な場合、各保険者の状況に応じて適宜定めていただくことは差し支えありません。

また、誰が現物写真を添付するかについては、現物写真の提出は、健康保険法上は、保険者が保険給付を受ける者等に対して求めることとなります。ただし、撮影者については、各保険者や患者等により様々な状況が想定されることから、明確にはお示しませんが、患者本人、家族、義肢装具士、事業者等いずれであっても差し支えありません。

(4) その他

- 資料の不適切な請求事案が今後の不適切の判断基準となるのであれば委員会で議論すべき

⇒ 今回の専門委員会の資料の不適切な事例は、資料「治-1」12頁のとおり、「保険者において、不正と判断した事案又は不正が強く疑われた事案であって、不支給若しくは減額又は返還請求を行った事案」です。

健康保険法上は、療養費は保険者が認めた場合に支給するものであり、当該事案がそのまま全国統一的な判断基準となるものではありません。

- 採型・採寸の区分について、定義が曖昧なので、明確化すべき
- 医師が行う採型料・採寸料と義肢装具士が行う採型・採寸を明確に基準化すべき
- ⇒ 今回発出する通知では、まずは療養費支給申請に係る手続きの明確化を考えており、今回の通知の対象とはしないこととします。
- オーダーメイドであっても上限価格を設定していただきたい（介護保険の福祉用具は平均値と標準偏差値を上限とするような措置が行われている）。
- ⇒ 治療用装具療養費の支給額の基準は、障害者総合支援法の「購入基準」の価格を基準として算定することとしておりますので、当該基準により取り扱って差し支えありません。
- 既製品のリスト化についても効率的に進めていくべき
- ⇒ 今回の専門委員会で承認されたワーキンググループを活用して、効率的に進めていくこととします。